

## セカンドオピニオン

### 1, 当院の基本的立場

医療が進歩してさまざまな治療法が生まれています。

その結果、病院や医師によっては病気に対する治療の方針や考え方の違い、医療技術や診療の質に差があることも考えられます。患者にとって最善と考えられる治療を、患者と主治医で判断するため、主治医以外の医師の意見を聞くこと、それがセカンドオピニオンです。場合によっては医師や病院機関を変えることも有ります。

鶴岡協立リハビリテーション病院は、「医療生協の患者の権利章典」を実践する立場から、患者から申し出があった場合、セカンドオピニオンを積極的にすすめます。

### 2, 受診について

重度の意識障害や認知症、小児、その他特別考慮すべき事項がない限り、基本的には、本人の申し出に対して対応します。

## インフォームドコンセントに関するガイドライン

鶴岡協立リハビリテーション病院

### 1. インフォームドコンセント（説明と同意）についての基本的立場

鶴岡協立リハビリテーション病院は、患者・家族の立場にたった医療・福祉が本病院において十分に実現し保たれることを目指して、患者・家族のインフォームドコンセントが実現するために、医療者側がどのように振舞うべきか、どういったことに留意すべきかに関するガイドラインをここに提示します。

### 2. 定義

本病院の上部団体である日本生協連医療部会は「医療生協の患者の権利章典-1991年」のなかで述べている、患者が「病名、病状(検査の結果を含む)、予後(病気の見込み)、診療計画、処置や手術(選択の理由、その他)、薬の名前や作用・副作用、必要な費用などについて、納得できるまで説明を受ける権利【知る権利】」「納得できるまで説明を受けたのち、医療従事者の提案する診療計画などを自分で決定する権利【自己決定権】」を最大限重視するように心がけています。

同じく上部団体である全日本民主医療機関連合会は、医療を「患者との共同の営み」として捉え、「患者は自らの病気を克服しようとする第一の主体であり、<知る権利><自己決定権>は病気を克服するための患者の基本的な権利であり、完全に保障されなければならない」と提起しています。

1995 患者の権利に関する世界医師会リスボン宣言改訂においても、良質の医療を受ける権利、選択の自由、自己決定権、医師およびその他の医療に従事する者・機関はこれらの権利を認容し擁護する共同の責任を有するとインフォームドコンセントについての定義を行っています。

### 3 「説明と同意」の内容と対象

基本的には、全ての診療プロセスが対象です。ただし、病状説明や入院診療計画書の説明で包括される個々の診療行為については、個別に文書による同意を必要としていません。侵襲を伴う処置や検査、人権を侵害する可能性のある医療行為の実施に際しては、特に適切に説明と同意がなされるように文書で同意を得ています。